

中古・新築かかわらず

賃貸物件購入で消費税が戻ってくる

消費税還付の仕組み

例えば

建物 2.16 億円
土地 1 億円
を購入すると



建物の消費税は
8%



1,600 万円
還付で戻ってきます



具体的な手順

消費税還付を受ける為には、購入「前」に消費税関係の準備を行う必要があります。

加えて

法人設立もしくは、
現在の法人で届け出を出す

課税売上を作り出す

非課税売上を減らす

こういった対策をすることで還付を受けられるようになります。

なぜ還付を使っている人が少ないか

不動産オーナーにとっては、非常に利用したい制度ですが、実際に還付を行っている方はとても少ないです。その理由としては、専門性が高い業務である上、度重なる法改正で還付までの難度が増したからです。2016年にも大きな法改正がされ、専門家の間でも「できない」という声が広がっています。しかし、今でも消費税還付は可能です。ぜひ、不動産購入前に専門家にご相談ください。



渡部税理士事務所
WATANABE TAX OFFICE

〒175-0094 東京都板橋区成増1-28-15-902 TEL: **03-3979-8780**
FAX: 03-6904-1774 MOBILE: 090-9531-5849 MAIL: info@w-nabetax.com

所長

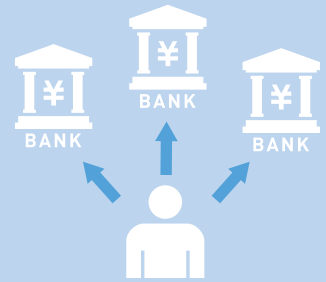
渡部 浩之
(わたなべ ひろゆき)



その他不動産業向けサービス

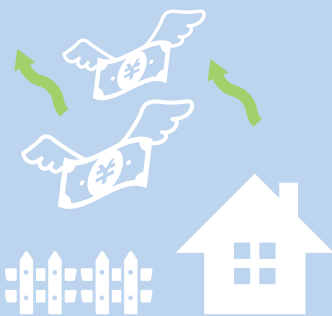
ご融資の相談及び金利の見直し

複数の金融機関と提携しているので、条件に適した金融機関をご紹介します。また、金利の見直しによる融資借換のご相談もお受けしています。低金利が続いている今がチャンスです！



不動産を活用した相続対策

遊休地やセカンドハウス、親族に使用貸借している不動産は相続税評価が高くなってしまいます。「不動産を賃貸借すること」「法人を設立し活用すること」で相続税を大きく節税することができます。争族→想族になるように、早めの相続対策が大切です。小さなことでもお気軽にご相談ください。



不動産業の方のサポート

物件購入後には、借借人とのトラブルや相続など様々な問題が生じます。当事務所は、弁護士、司法書士、不動産鑑定士、FPなどの専門家と提携しているため、お客様のお悩みをワンストップで解決することができます！お困りのことがありましたら、いつでもご連絡ください。



無料相談会受付中！ぜひお気軽にお問い合わせください。 TEL. 03-3979-8780 FAX. 03-6904-1774

FAX用記入欄

会社・店舗名		お名前	
TEL	FAX	E-mail	
住所			
問い合わせ内容 <input type="checkbox"/> 面談による説明を希望 <input type="checkbox"/> その他			

